

**会津美里町第4期障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

会津美里町

～目次～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
第2章 会津美里町の障がい者を取り巻く状況	7
1 統計等における状況	7
2 当事者アンケート調査結果からみる状況	10
3 事業者アンケート調査結果からみる状況	24
4 保育・教育現場へのアンケート調査結果からみる状況	28
5 病院へのアンケート調査結果からみる状況.....	29
6 現行計画の評価検証	30
7 課題の整理.....	38
第3章 計画の方向性	41
1 基本理念	41
2 施策体系	42
第4章 障がい者基本計画	43
1 啓発・広報.....	43
2 生活支援	44
3 保健・医療.....	46
4 生活環境	47
5 教育・育成.....	48
6 就労・社会参加	49
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	50
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	50
第6章 計画の推進にあたって	67
1 庁内体制	67
2 庁外体制	67
3 計画推進・評価体制	67

資料編	68
1 会津美里町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱.....	68
2 策定経過	70
3 会津美里町障がい福祉計画等策定委員会 委員名簿	71

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 4 年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

本町では、平成 30 年に障害者基本法に基づいた「第 3 期障がい者基本計画」、障害者総合支援法に基づいた「第 5 期障がい福祉計画」、児童福祉法に基づいた「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定したほか、令和 3 年には、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の支援及びノーマライゼーションのまちづくりを進めてきました。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本町の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての町民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

その指針となる、「第 3 期障がい者基本計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がい者とその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「会津美里町第 4 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

■【参考】「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約を批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、以下の法律に基づきそれぞれ策定が位置づけられている法定計画です。

◆市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

◆市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆市町村障害児福祉計画

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（平成30年4月施行）

第33条の20第1項

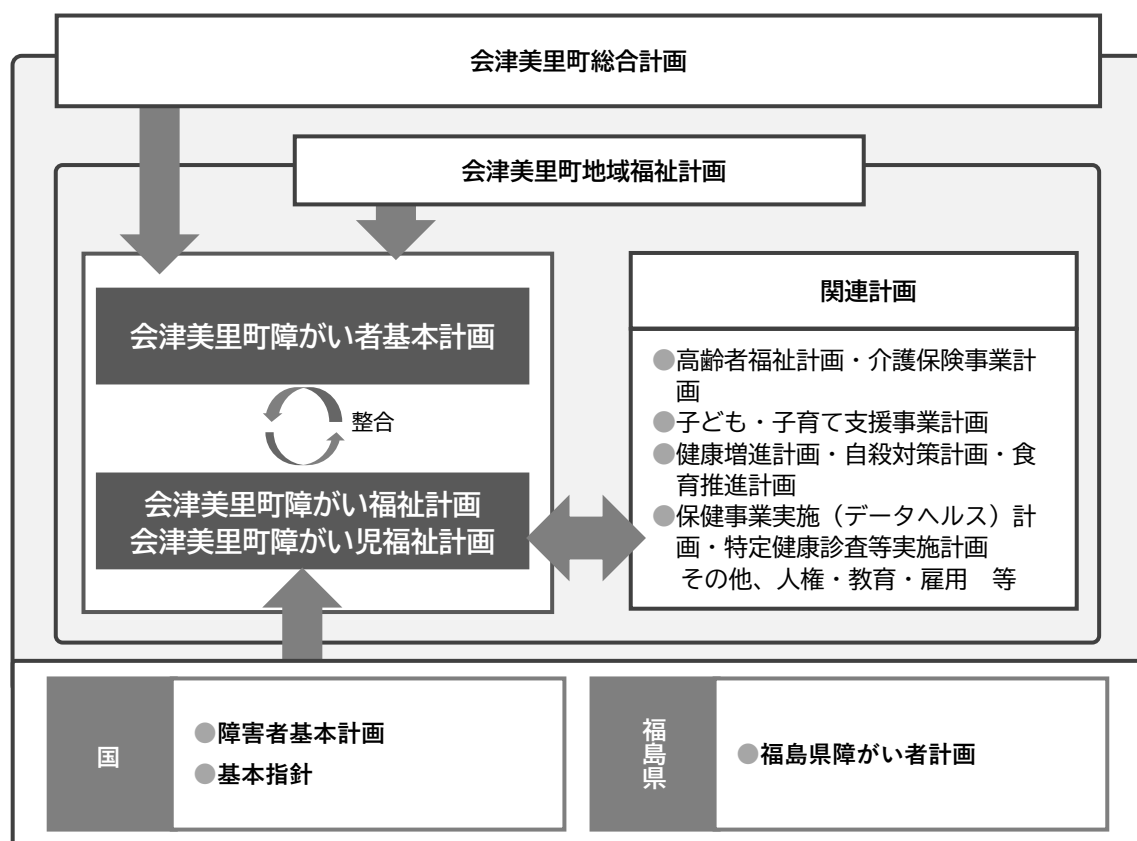
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）会津美里町における位置づけ

本計画は「会津美里町総合計画」を最上位計画とし、さらに「会津美里町地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「会津美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「会津美里町子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。また、国の「障害者基本計画（第５次）」、福島県の「第５次福島県障がい者計画」との整合性を踏まえ、策定します。

さらに、本計画は障害者基本法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

■計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画の期間については、「障がい者基本計画」の計画期間を令和6年度～令和11年度の6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間について

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
障がい者 基本計画										
障がい 福祉計画										
障がい児 福祉計画										

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「第3期障がい者基本計画」及び「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の達成状況に加え、障がい者や障がい福祉サービス提供事業所等を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現状の把握・意向確認・課題を整理し、関係機関の代表者及び町民を含めた「会津美里町障がい福祉計画等策定委員会」において策定しました。

（５）持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）が策定され、令和元年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、特別支援教育や障がい者の職業訓練・雇用、公共交通機関のバリアフリー化などについて、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGsの17の目標



第 2 章

会津美里町の障がい者を取り巻く状況

1 統計等における状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では減少傾向にある一方で、総人口に対する手帳所持者の割合はほぼ横ばいであり、令和4年度には7.24%となっています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者が減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

■障害者手帳所持者の推移

単位：人	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,313	1,272	1,251	1,216	1,157	1,112	1,070
療育手帳	171	173	182	183	183	181	183
精神障害者 保健福祉手帳	113	109	90	100	112	130	137
合計	1,597	1,554	1,523	1,499	1,452	1,423	1,390
総人口	21,346	20,952	20,653	20,359	20,009	19,582	19,203
総人口に対する 手帳所持者の割合	7.50%	7.40%	7.40%	7.40%	7.30%	7.27%	7.24%

資料：会津美里町（総人口は住民基本台帳より各年度4月1日現在、手帳所持者数は各年度3月31日現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を部位別にみると、「肢体」が最も多く、次いで「心臓」、「聴覚・平衡」と続いています。

また、ほとんどの部位で減少傾向にあるものの、「音声・言語・そしゃく」、「腎臓」、「呼吸器」では横ばい又は微増で推移しています。

■身体障害者手帳所持者の推移（部位別）

単位：人	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚	62	64	59	53	50	45	45
聴覚・平衡	78	79	77	78	77	80	79
音声・言語・そしゃく	7	5	5	7	4	6	5
肢体	771	740	723	699	663	626	600
心臓	265	259	265	260	249	233	220
腎臓	62	59	58	56	52	59	64
呼吸器	31	29	27	28	24	28	28
膀胱・直腸	36	36	35	33	36	33	27
肝臓	0	0	1	1	1	1	1
小腸・その他	1	1	1	1	1	1	1
総数	1,313	1,272	1,251	1,216	1,157	1,112	1,070

資料：会津美里町（各年度 3 月 31 日現在）

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の推移を等級別にみると、「Ａ」が横ばいで推移しているのに対し、「Ｂ」は平成 29 年度から平成 30 年度に増加し、その後横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者の推移（等級別）

単位：人	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A （最重度・重度）	57	57	57	57	57	57	58
B （中度・軽度）	114	116	125	126	126	124	125
総数	171	173	182	183	183	181	183

資料：会津美里町（各年度 3 月 31 日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の推移を等級別にみると、「１級」が 10 人前後、「２級」が 50 人台で推移しているのに対し、「３級」が増加傾向にあり、軽度の人が増加していることが伺えます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
１級	18	10	6	4	7	11	9
２級	58	63	52	52	55	55	59
３級	37	36	32	44	50	64	69
総数	113	109	90	100	112	130	137

資料：会津美里町(各年度 3 月 31 日現在)

（５）自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、やや増加していることが伺えます。

■自立支援医療（精神通院）受給者の推移（等級別）

単位：人	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数	250	260	240	277	294	292	297

資料：会津美里町(各年度 3 月 31 日現在)

（６）特別支援教育の状況

特別支援教育の状況をみると、本町の特別支援学級の児童・生徒数が大幅に増加していることが伺えます。

■特別支援教育の状況（会津支援学校は本町の児童・生徒のみ）

	平成 28 年度			令和 4 年度			増加率（倍）		
	設置校数 （校）	学級数 （学級）	児童生徒 数（人）	設置校数 （校）	学級数 （学級）	児童生徒 数（人）	設置校数 （％）	学級数 （％）	児童生徒 数（％）
小学校	4	6	20	4	9	37	0.0	50.0	85.0
中学校	3	4	9	3	4	16	0.0	0.0	77.8
会津支援学校	1		13	1		14	0.0		7.7
総数	8	10	42	8	13	67	0.0	30.0	59.5

資料：会津美里町(各年度 3 月 31 日現在)

2 当事者アンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方に、日ごろの生活の様子や障がい者施策、障がい福祉サービスなどに関するご意見をお聴きし、本計画に反映させることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：会津美里町在住の障害者手帳をお持ちの方 418 名

◇調査期間：令和 5 年 6 月 26 日～令和 5 年 7 月 12 日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回答者数：206 名

◇回収率：49.3%

(1) 現在の暮らし方について

◆現在暮らしている場所

現在暮らしている場所については、いずれの障がいも「家族と暮らしている」が最も高くなっています。

また、知的障がいでは、「福祉施設に入所中」が他の障がいに比べて高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
一人で暮らしている	5.8	5.5	2.6	7.1
グループホームに入居中	7.8	6.6	10.3	7.1
福祉施設に入所中	8.3	4.4	19.2	8.9
家族と暮らしている	69.9	75.8	62.8	69.6
病院に入院中	2.9	4.4	1.3	3.6
その他	-	-	-	-
不明・無回答	5.3	3.3	3.8	3.6

◆今の暮らしでの困りごとや不安

今の暮らしでの困りごとや不安については、全体では「将来、どのように生活するか不安である」が最も高く、次いで「親が高齢のため不安である」、「自分の健康や体力に自信がない」となっています。

また、精神障がいでは、「生活に十分な収入がない」「自分の健康や体力に自信がない」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
困っていることや不安はない	23.3	23.1	24.4	17.9
親が高齢のため不安である	26.7	25.3	19.2	30.4
支援してくれる人がいない	2.9	2.2	2.6	5.4
生活に十分な収入がない	23.3	22.0	14.1	42.9
1人暮らしに不安がある	6.8	4.4	7.7	8.9
仕事がない	9.7	8.8	5.1	17.9
趣味や生きがいをもてない	8.7	9.9	5.1	16.1
自分の健康や体力に自信がない	24.3	28.6	9.0	41.1
通学・通院の交通手段がない	3.9	3.3	5.1	7.1
必要な情報が得られない	9.2	5.5	9.0	16.1
相談できる人がいない	6.8	6.6	3.8	14.3
必要な福祉サービスが受けられない	1.9	2.2	3.8	0.0
将来、どのように生活するか不安である	40.3	30.8	34.6	50.0
その他	2.9	2.2	3.8	1.8
わからない	7.3	5.5	12.8	10.7
不明・無回答	5.3	5.5	9.0	5.4

※複数回答可

◆あれば良いと思う支援

あれば良いと思う支援については、全体では「通院や交通にかかるお金など、経済的な負担が軽くなること」が最も高く、次いで「障がいについて周囲の人（地域住民）の理解があること」、「自宅で暮らしていくために必要なサービスが適切に利用できること」となっています。

また、知的障がいでは、「グループホームなど、町内での住居の確保」が、精神障がいでは、「障がいについて周囲の人（地域住民）の理解があること」「通院や交通にかかるお金など、経済的な負担が軽くなること」が他の障がいに比べて特になくなっています。

単位：%	全体 (n=147)	身体障がい (n=65)	知的障がい (n=52)	精神障がい (n=43)
相談できる人や場所があること	33.3	24.6	34.6	37.2
グループホームなど、町内での住居の確保	20.4	15.4	36.5	18.6
緊急時の受入（ショートステイなど）	21.8	23.1	28.8	14.0
自宅で暮らしていくために必要なサービスが適切に利用できること	34.0	33.8	26.9	34.9
通院や交通にかかるお金など、経済的な負担が軽くなること	44.2	47.7	38.5	53.5
障がいについて周囲の人（地域住民）の理解があること	40.8	29.2	46.2	53.5
その他	6.1	3.1	1.9	11.6
不明・無回答	8.8	7.7	11.5	7.0

※複数回答可

◆今後希望する暮らしの場所

今後希望する暮らしの場所については、全体では「今の暮らしを維持したい」が6割台となっています。

また、現在【家族と暮らしている】人のうち、「グループホームを利用したい」が1割弱となっています。

単位：%	全体 (n=147)	一人で暮らしている (n=11)	グループホームに入居中 (n=9)	福祉施設に入所中 (n=10)	家族と暮らしている (n=106)	病院に入院中 (n=5)
今の暮らしを維持したい	66.0	72.7	44.4	40.0	69.8	60.0
福祉施設で暮らしたい	5.4	0.0	11.1	40.0	2.8	0.0
グループホームを利用したい	9.5	0.0	22.2	10.0	9.4	0.0
その他	4.1	9.1	0.0	0.0	4.7	0.0
わからない	8.8	0.0	11.1	0.0	9.4	40.0
不明・無回答	6.1	18.2	11.1	10.0	3.8	0.0

(2) 相談について

◆相談先

相談先については、全体では「家族、親戚」が最も高く、次いで「医療機関（病院や診療所など）」、「福祉施設、サービス事業所」となっています。

また、知的障がいでは、「相談支援事業所」「福祉施設、サービス事業所」が、精神障がいでは、「医療機関（病院や診療所など）」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：％	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
家族、親戚	62.1	62.6	59.0	58.9
友人、知人、近所の人	15.5	15.4	12.8	14.3
学校、職場	10.2	7.7	15.4	1.8
相談支援事業所	18.4	14.3	30.8	19.6
地域包括支援センター	2.4	3.3	2.6	1.8
ホームヘルパー	1.0	0.0	0.0	3.6
福祉施設、サービス事業所	22.3	11.0	34.6	25.0
ケアマネージャー（介護保険サービス）	4.4	6.6	3.8	8.9
町役場（保健師を含む）	6.8	6.6	12.8	5.4
町社会福祉協議会	1.5	2.2	0.0	1.8
民生委員・児童委員	1.9	2.2	1.3	3.6
児童相談所	0.5	0.0	1.3	0.0
医療機関（病院や診療所など）	27.2	20.9	16.7	50.0
その他	1.0	0.0	2.6	1.8
相談していない	10.7	13.2	6.4	7.1
不明・無回答	2.9	4.4	1.3	5.4

※複数回答可

◆相談内容

相談内容については、全体では「自分の健康や障がいに関すること」が最も高く、次いで「日常生活での困りごと」、「仕事、職場に関すること」となっています。

また、精神障がいでは、「自分の健康や障がいに関すること」「仕事、職場に関すること」「将来の生活に関すること」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：％	全体 (n=178)	身体障がい (n=75)	知的障がい (n=72)	精神障がい (n=49)
自分の健康や障がいに関すること	52.8	57.3	38.9	65.3
サービス利用や制度に関すること	19.1	18.7	22.2	12.2
仕事、職場に関すること	34.3	28.0	29.2	51.0
日常生活での困りごと	47.8	44.0	40.3	53.1
将来の生活に関すること	31.5	25.3	29.2	46.9
趣味に関すること	9.0	5.3	11.1	12.2
その他	3.4	4.0	2.8	4.1
不明・無回答	5.1	5.3	8.3	2.0

※複数回答可

(3) 地域活動について

◆地域の活動や楽しめる活動に参加しているか

地域の活動や楽しめる活動に参加しているかについては、全体では「参加している」が1割台、「参加していない」が7割台となっており、障がい別にみても同様の傾向となっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
参加している（家族や友人の協力含む）	15.0	12.1	15.4	12.5
移動支援を利用して参加している	2.4	2.2	5.1	1.8
自由に参加できる（立ち寄れる）ところがある	5.3	5.5	5.1	1.8
参加していない	74.3	74.7	70.5	78.6
不明・無回答	4.4	6.6	6.4	5.4

◆地域の活動や楽しめる活動に参加しない理由

地域の活動や楽しめる活動に参加しない理由については、全体では「特に理由はない」が最も高く、次いで「興味がない」、「自由に参加できるところがない」となっています。

単位：%	全体 (n=153)	身体障がい (n=68)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=44)
特に理由はない	39.9	41.2	32.7	36.4
情報が入ってこない	10.5	8.8	14.5	6.8
参加する意欲がでない	9.2	7.4	7.3	13.6
移動手段がない	5.2	5.9	5.5	6.8
支援者がいない	2.6	2.9	3.6	0.0
興味がない	20.9	19.1	16.4	25.0
自由に参加できるところがない	14.4	16.2	16.4	15.9
その他	17.0	19.1	18.2	18.2
不明・無回答	5.9	5.9	9.1	6.8

※複数回答可

（４）外出について

◆外出の頻度

外出の頻度については、全体では「ほぼ毎日」が最も高く、次いで「週に数回」、「月に数回」となっています。

また、知的障がいでは、「ほぼ毎日」が他の障がいに比べて低く、「月に数回」が他の障がいに比べて高くなっています。

単位：％	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
ほぼ毎日	43.7	46.2	33.3	41.1
週に数回	26.2	22.0	26.9	32.1
月に数回	16.0	12.1	24.4	10.7
年に数回	7.3	7.7	10.3	8.9
外出していない	3.9	6.6	2.6	1.8
不明・無回答	2.9	5.5	2.6	5.4

◆外出の手段

外出の手段については、全体では「自家用車（自分が運転）」が最も高く、次いで「自家用車（家族が運転）」、「徒歩」となっています。

また、知的障がいでは、「自家用車（家族が運転）」「施設等の送迎バス」が、精神障がいでは、「徒歩」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：％	全体 (n=192)	身体障がい (n=80)	知的障がい (n=74)	精神障がい (n=52)
徒歩	26.6	15.0	27.0	38.5
自家用車（自分が運転）	38.0	53.8	4.1	51.9
自家用車（家族が運転）	34.9	28.7	44.6	30.8
自転車	15.6	11.3	21.6	21.2
バイク	0.5	1.3	0.0	0.0
タクシー	2.1	2.5	2.7	5.8
介護タクシー	4.2	8.8	4.1	1.9
あいあいタクシー	5.2	7.5	8.1	7.7
施設等の送迎バス	14.1	12.5	25.7	9.6
列車	4.2	6.3	2.7	3.8
バス	12.5	12.5	14.9	15.4
その他	1.0	1.3	0.0	0.0
不明・無回答	2.1	0.0	2.7	0.0

※複数回答可

◆外出時に困ること

外出時に困ることについては、全体では「周囲の目が気になる」が最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」、「外出先の設備（トイレ、エレベーターなど）が不便」となっています。

また、身体障がいでは、「道路や建物などの段差」「障がい者用の駐車スペースが少ない」が、知的障がいでは、「コミュニケーションがとりにくい」が、精神障がいでは、「周囲の目が気になる」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	全体 (n=192)	身体障がい (n=80)	知的障がい (n=74)	精神障がい (n=52)
道路や建物などの段差	14.6	26.3	12.2	7.7
外出先の設備（トイレ、エレベーターなど）が不便	16.7	22.5	21.6	11.5
列車やバスなどの公共交通機関の利用が不便	14.1	17.5	17.6	13.5
障がい者用の駐車スペースが少ない	10.4	20.0	5.4	1.9
付き添いや介助者がいない	3.1	5.0	4.1	1.9
周囲の目が気になる	21.9	15.0	21.6	38.5
困ったときにどうすればいいのか心配	20.8	11.3	25.7	28.8
コミュニケーションがとりにくい	12.5	6.3	23.0	11.5
その他	15.6	11.3	10.8	21.2
不明・無回答	24.5	23.8	28.4	13.5

※複数回答可

(5) 福祉サービスについて

◆福祉サービスの利用状況

福祉サービスの利用状況については、全体では「利用していない」が5割半ばで「利用している」を上回っています。また、知的障がいでは「利用している」が6割半ばで、他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
利用している	39.8	28.6	64.1	28.6
利用していない	54.4	63.7	25.6	64.3
不明・無回答	5.8	7.7	10.3	7.1

◆利用しているサービスと今後の利用希望

利用しているサービスについては、全体では「就労のためのサービス」が最も高く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」「相談支援」となっています。

また、身体障がいでは、「ホームヘルプ」「移動のためのサービス」「生活介護」「訪問入浴」が、知的障がいでは、「施設入所支援」が、精神障がいでは、「就労のためのサービス」「相談支援」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

今後利用したいサービスについては、全体では「わからない」を除いて「相談支援」が最も高く、次いで「就労のためのサービス」となっています。

また、精神障がいでは、「相談支援」「就労のためのサービス」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	利用している				今後利用したい			
	全体 (n=82)	身体障がい (n=26)	知的障がい (n=50)	精神障がい (n=16)	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
ホームヘルプ	6.1	15.4	2.0	6.3	1.9	2.2	1.3	1.8
移動のためのサービス	3.7	11.5	0.0	0.0	11.2	12.1	11.5	7.1
短期入所	6.1	7.7	8.0	0.0	2.9	1.1	6.4	1.8
生活介護	23.2	30.8	28.0	12.5	6.8	8.8	10.3	1.8
施設入所支援	20.7	11.5	30.0	18.8	5.3	5.5	10.3	5.4
就労のためのサービス	25.6	23.1	22.0	37.5	15.0	8.8	12.8	25.0
グループホーム	17.1	23.1	10.0	18.8	9.7	5.5	14.1	10.7
児童発達支援	1.2	0.0	2.0	0.0	1.5	1.1	2.6	0.0
放課後等デイサービス	13.4	7.7	18.0	0.0	2.4	1.1	2.6	0.0
保育所等訪問支援	1.2	0.0	2.0	0.0	0.5	0.0	1.3	0.0
訪問入浴	3.7	11.5	2.0	0.0	2.9	5.5	2.6	0.0
相談支援	20.7	11.5	20.0	37.5	16.5	13.2	11.5	25.0
意思疎通支援	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.1	2.6	1.8
その他	7.3	3.8	8.0	12.5	2.4	1.1	3.8	1.8
わからない	3.7	0.0	6.0	0.0	45.6	48.4	39.7	46.4
不明・無回答	3.7	11.5	0.0	0.0	15.0	17.6	16.7	12.5

※複数回答可

（６）通園・通学について（通園・通学している当事者のみ回答）

◆通園・通学の状況

通園・通学の状況については、全体では「小学校、中学校（特別支援学級）」が最も高く、次いで「特別支援学校（小・中・高）」となっています。

単位：％	全体 (n=15)	身体障がい (n=2)	知的障がい (n=13)	精神障がい (n=0)
保育所・幼稚園・こども園	6.7	0.0	7.7	0.0
小学校、中学校、高等学校（通常学級）	6.7	0.0	7.7	0.0
小学校、中学校（特別支援学級）	46.7	0.0	46.2	0.0
特別支援学校（小・中・高）	40.0	100.0	38.5	0.0
大学・専門学校	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0

◆学校・園生活での困りごとや心配なこと

学校・園生活での困りごとや心配なことについては、全体では「卒業後のことや進路のこと」が最も高く、次いで「ほかの子どもとの関係」、「通園・通所・通学的手段」となっています。

単位：％	全体 (n=15)	身体障がい (n=2)	知的障がい (n=13)	精神障がい (n=0)
通園・通所・通学的手段	26.7	50.0	23.1	0.0
卒業後のことや進路のこと	60.0	100.0	61.5	0.0
学習・学校生活に必要な設備	6.7	50.0	7.7	0.0
校内等での介助	0.0	0.0	0.0	0.0
進路指導	13.3	0.0	15.4	0.0
職員等の理解	20.0	0.0	23.1	0.0
ほかの子どもとの関係	40.0	0.0	46.2	0.0
保護者の理解	0.0	0.0	0.0	0.0
相談できる場が少ない	13.3	50.0	15.4	0.0
その他	6.7	0.0	7.7	0.0
特になし	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	6.7	0.0	7.7	0.0

※複数回答可

(7) 就労について

◆就労の状況

就労の状況については、全体では「仕事をしていない」が最も高く、次いで「施設・作業所などで働いている」、「会社などでアルバイト、パートの社員、職員として働いている」となっています。

また、身体障がいでは、「会社などで正社員・正職員として働いている」が、知的障がいでは、「施設・作業所などで働いている」が、精神障がいでは、「会社などでアルバイト、パートの社員、職員として働いている」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
会社などで正社員・正職員として働いている	9.7	16.5	1.3	3.6
会社などでアルバイト、パートの社員、職員として働いている	12.6	12.1	3.8	26.8
施設・作業所などで働いている	16.5	11.0	30.8	10.7
自営業	2.4	4.4	0.0	0.0
自営業の手伝い、内職	2.9	3.3	1.3	5.4
その他	2.4	0.0	3.8	5.4
仕事をしていない	37.9	36.3	34.6	37.5
不明・無回答	15.5	16.5	24.4	10.7

◆仕事をしていない主な理由

仕事をしていない主な理由については、全体では「働きたいが働けない」が最も高く、次いで「年齢（幼少、高齢）」、「仕事をする必要がない」となっています。

単位：%	全体 (n=78)	身体障がい (n=33)	知的障がい (n=27)	精神障がい (n=21)
年齢（幼少、高齢）	16.7	12.1	29.6	4.8
仕事をする必要がない	12.8	18.2	14.8	4.8
求職中または職業訓練中である	9.0	12.1	0.0	19.0
就労についての相談先がわからない	1.3	0.0	0.0	0.0
その他	16.7	6.1	18.5	23.8
働きたいが働けない	34.6	36.4	29.6	38.1
不明・無回答	9.0	15.2	7.4	9.5

◆障がい者が就労する場合に必要な配慮

（前問で、「求職中または職業訓練中である」「就労についての相談先がわからない」「その他」と回答した人）

障がい者が就労する場合に必要な配慮については、全体では「障がい者に対する職場や上司、同僚の理解」が最も高く、次いで「障がい者の状況にあわせて柔軟に働けること」、「職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること」となっています。

単位：%	全体 (n=144)	身体障がい (n=61)	知的障がい (n=45)	精神障がい (n=46)
就業に対する相談支援体制の充実	41.0	32.8	28.9	54.3
障がい者に対する職場や上司、同僚の理解	59.7	54.1	42.2	76.1
障がい者の状況にあわせて柔軟に働けること	54.9	49.2	40.0	63.0
通勤や移動に対して、配慮や支援があること	27.1	26.2	24.4	26.1
職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること	46.5	32.8	40.0	65.2
その他	4.9	4.9	6.7	6.5
わからない	4.9	3.3	8.9	6.5
不明・無回答	11.8	16.4	20.0	2.2

※複数回答可

◆今後の就労意向

（前々問で、「求職中または職業訓練中である」「就労についての相談先がわからない」「その他」と回答した人）

今後の就労意向については、全体では「現在の就労状況を継続したい」が最も高く、次いで「わからない」、「一般就労したい（障がい者雇用での就労を含む。）」「施設・作業所などで働きたい〔福祉的就労（就労継続支援 A 型、B 型）〕」となっています。

単位：%	全体 (n=144)	身体障がい (n=61)	知的障がい (n=45)	精神障がい (n=46)
現在の就労状況を継続したい	42.4	54.1	37.8	34.8
一般就労したい（障がい者雇用での就労を含む。）	8.3	3.3	4.4	13.0
施設・作業所などで働きたい〔福祉的就労（就労継続支援 A 型、B 型）〕	8.3	4.9	17.8	8.7
一般就労を目指して訓練が出来るところに通いたい	2.1	1.6	2.2	2.2
その他	6.3	6.6	2.2	8.7
わからない	22.2	21.3	22.2	28.3
不明・無回答	10.4	8.2	13.3	4.3

(8) 防災について

◆災害発生時、避難するときに助けてくれる人

災害発生時、避難するときに助けてくれる人がいるかについては、全体では「家族」が最も高く、次いで「ひとりで避難できる」、「近所のひと」となっています。

また、「いない」と回答した割合は、精神障がい、身体障がいは知的障がいと比べて高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
家族	65.0	64.8	62.8	62.5
親戚	7.3	7.7	6.4	7.1
近所のひと	10.2	9.9	7.7	14.3
その他	12.1	9.9	20.5	8.9
ひとりで避難できる	20.9	17.6	10.3	25.0
いない	6.3	7.7	2.6	8.9
不明・無回答	5.8	7.7	3.8	8.9

※複数回答可

◆災害の時に困ること

災害の時に困ることについては、全体では「薬や医療のこと」が最も高く、次いで「避難所の設備（トイレなど）や環境」、「避難のこと」となっています。

また、知的障がいでは、「コミュニケーションのこと」が、精神障がいでは、「薬や医療のこと」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
薬や医療のこと	46.1	44.0	42.3	57.1
補装具や日常生活用具のこと	13.6	18.7	7.7	17.9
介助、介護のこと	15.0	17.6	15.4	12.5
避難のこと	30.6	27.5	33.3	32.1
コミュニケーションのこと	18.4	5.5	33.3	14.3
避難所の設備（トイレなど）や環境	36.4	37.4	34.6	35.7
被害状況や避難場所などの情報の入手	15.5	9.9	14.1	21.4
助けてくれる人がいない	7.3	5.5	7.7	8.9
その他	3.4	6.6	3.8	3.6
特になし	11.7	8.8	11.5	10.7
不明・無回答	13.1	15.4	14.1	14.3

※複数回答可

（９）差別や偏見について

◆普段の暮らしの中で差別や偏見、疎外感を感じたことがあるか

普段の暮らしの中で差別や偏見、疎外感を感じたことがあるかについては、全体では「時々感じる」が最も高く、次いで「あまり感じたことがない」、「まったく感じたことがない」となっています。

また、知的障がいでは、「よく感じる」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：％	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
よく感じる	13.6	9.9	19.2	14.3
時々感じる	32.0	28.6	35.9	35.7
あまり感じたことがない	28.6	30.8	25.6	23.2
まったく感じたことがない	18.0	20.9	14.1	14.3
不明・無回答	7.8	9.9	5.1	12.5

◆差別や偏見、疎外感を感じた場面

差別や偏見、疎外感を感じた場面については、全体では「他人からの視線」が最も高く、次いで「仕事や収入」、「お店等での対応や態度」となっています。

また、知的障がいでは、「地域の行事や集まり」「お店等での対応や態度」が、精神障がいでは、「仕事や収入」「近所付き合い」が他の障がいに比べて特に高くなっています。

単位：％	全体 (n=153)	身体障がい (n=63)	知的障がい (n=63)	精神障がい (n=41)
他人からの視線	51.6	46.0	54.0	46.3
近所付き合い	13.7	9.5	12.7	22.0
仕事や収入	26.1	20.6	14.3	51.2
地域の行事や集まり	10.5	4.8	19.0	7.3
役場での対応や態度	7.2	4.8	7.9	9.8
お店等での対応や態度	14.4	11.1	22.2	9.8
学校等での対応や態度	7.2	1.6	9.5	9.8
福祉事業所での対応や態度	5.9	7.9	6.3	4.9
その他	5.9	9.5	6.3	4.9
不明・無回答	14.4	17.5	19.0	7.3

※複数回答可

(10) 権利擁護について

◆成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、全体では「名前も内容も知らない」が最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知っている」となっています。

単位：%	全体 (n=206)	身体障がい (n=91)	知的障がい (n=78)	精神障がい (n=56)
名前も内容も知っている	23.3	22.0	26.9	16.1
名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	31.6	31.9	29.5	30.4
名前も内容も知らない	34.5	30.8	30.8	37.5
不明・無回答	10.7	15.4	12.8	16.1



3 事業者アンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

障がい福祉サービス等を実施している事業者にサービス提供の現状や課題などについて意見を伺い、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：会津管内の障がい福祉サービス提供事業者 32 事業所

◇調査期間：令和5年6月26日～令和5年7月12日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回答者数：21 事業所

◇回収率：65.6%

(1) 障がい福祉サービスについて

◆現在提供しているサービス

現在提供しているサービスについては、「生活介護」「日中一時支援事業」が最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」となっています。

単位：%	(n=21)
居宅介護	9.5
重度訪問介護	9.5
同行援護	9.5
行動援護	4.8
重度障がい者等包括支援	0.0
生活介護	28.6
自立訓練（機能訓練）	0.0
自立訓練（生活訓練）	0.0
宿泊型自立訓練	0.0
就労移行支援	0.0
就労継続支援（A型）	9.5
就労継続支援（B型）	23.8
就労定着支援	0.0
療養介護	0.0
短期入所（福祉型）	14.3
短期入所（医療型）	0.0
自立生活援助	0.0
共同生活援助	9.5
施設入所支援	14.3
計画相談支援	14.3
地域移行支援	9.5
地域定着支援	9.5
移動支援事業	0.0
地域活動支援センター事業	14.3
訪問入浴サービス事業	4.8
日中一時支援事業	28.6
児童発達支援	23.8
医療型児童発達支援	4.8
放課後等デイサービス	23.8
保育所等訪問支援	9.5
居宅訪問型児童発達支援	0.0
障がい児相談支援	9.5
その他	0.0
不明・無回答	4.8

※複数回答可

◆本町で不足していると感じるサービス

本町で不足していると感じるサービスについては、「共同生活援助」が最も高く、次いで「生活介護」、「居宅介護」「重度訪問介護」「短期入所（福祉型）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」となっています。

単位：%	(n=21)
居宅介護	9.5
重度訪問介護	9.5
同行援護	4.8
行動援護	4.8
重度障がい者等包括支援	4.8
生活介護	14.3
自立訓練（機能訓練）	0.0
自立訓練（生活訓練）	0.0
宿泊型自立訓練	0.0
就労移行支援	0.0
就労継続支援（A型）	4.8
就労継続支援（B型）	4.8
就労定着支援	0.0
療養介護	0.0
短期入所（福祉型）	9.5
短期入所（医療型）	4.8
自立生活援助	0.0
共同生活援助	19.0
施設入所支援	0.0
計画相談支援	4.8
地域移行支援	0.0
地域定着支援	0.0
移動支援事業	0.0
地域活動支援センター事業	0.0
訪問入浴サービス事業	0.0
日中一時支援事業	0.0
児童発達支援	9.5
医療型児童発達支援	0.0
放課後等デイサービス	9.5
保育所等訪問支援	0.0
居宅訪問型児童発達支援	0.0
障がい児相談支援	0.0
その他	0.0
不明・無回答	71.4

※複数回答可

◆利用者から望む声が多いサービス

利用者から望む声が多いサービスについては、「生活介護」が最も高く、次いで「短期入所（福祉型）」「共同生活援助」「日中一時支援」となっています。

単位：％	(n=21)
居宅介護	14.3
重度訪問介護	9.5
同行援護	0.0
行動援護	0.0
重度障がい者等包括支援	4.8
生活介護	42.9
自立訓練（機能訓練）	0.0
自立訓練（生活訓練）	0.0
宿泊型自立訓練	0.0
就労移行支援	0.0
就労継続支援（A型）	9.5
就労継続支援（B型）	4.8
就労定着支援	0.0
療養介護	0.0
短期入所（福祉型）	23.8
短期入所（医療型）	14.3
自立生活援助	0.0
共同生活援助	23.8
施設入所支援	9.5
計画相談支援	0.0
地域移行支援	0.0
地域定着支援	0.0
移動支援	4.8
地域活動支援センター	9.5
訪問入浴サービス	0.0
日中一時支援	23.8
児童発達支援	19.0
医療型児童発達支援	9.5
放課後等デイサービス	19.0
保育所等訪問支援	4.8
居宅訪問型児童発達支援	0.0
障がい児相談支援	4.8
その他	9.5
特になし	9.5
不明・無回答	14.3

※複数回答可

◆提供するサービスの質の向上に向けた課題

提供するサービスの質の向上に向けた課題については、「専門性の高いニーズへの対応」が最も高く、次いで「職員応募者が少ない」「職員の資質向上」「事務作業が多い」となっています。

単位：％	(n=21)
職員の離職率が高い	0.0
職員応募者が少ない	47.6
事業所内設備の改善	19.0
職員の資質向上	47.6
利用者のニーズの把握	14.3
事務作業が多い	33.3
利用者や制度に関する情報の入手	9.5
専門性の高いニーズへの対応	52.4
住民の障がいに対する理解促進	4.8
採算性の確保	23.8
サービス提供に対する客観的評価	4.8
その他	0.0
特になし	4.8
不明・無回答	9.5

※複数回答可

(2) 障がい者の地域での生活について

◆障がい者が地域で生活するために必要なこと

障がい者が地域で生活するために必要なことについては、「入所住宅の整備（グループホームなど）」「近くに通える施設や作業所の確保」が最も高く、次いで「介助者の確保」、「生活費の確保」「地域住民の理解」となっています。

単位：%	(n=21)
介助者の確保	33.3
生活費の管理	14.3
生活費の確保	28.6
地域住民の理解	28.6
入所住宅の整備（グループホームなど）	38.1
外泊訓練・体験場所の確保	4.8
外出しやすい生活環境	19.0
住宅のバリアフリー化	9.5
近くに通える施設や作業所の確保	38.1
賃貸契約に伴う保証などへの支援	4.8
在宅で可能な医療体制	23.8
その他	9.5
相談相手や相談機関の充実	23.8
不明・無回答	4.8

※複数回答可

◆障がい者が働くにあたって充実が必要な取り組み

障がい者が働くにあたって充実が必要な取り組みについては、「経営者や職場の同僚などに障がいのある方に対する理解を促進する」が最も高く、次いで「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」、「障がいのある方が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する」となっています。

単位：%	(n=21)
企業や団体などが障がいのある方を積極的に雇用する	28.6
在宅で仕事ができるような仕組みを推進する	23.8
障がいのある方が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する	38.1
経営者や職場の同僚などに障がいのある方に対する理解を促進する	66.7
仕事をするための訓練や練習などを充実する	28.6
職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する	57.1
就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する	9.5
特に充実してほしい取り組みはない	0.0
その他	14.3
不明・無回答	0.0

※複数回答可

4 保育・教育現場へのアンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

保育・教育現場において直接園児や児童、生徒と関わっている関係者の方々が感じている子どもたちの現状や抱えている課題などについて意見を伺い、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：会津美里町の園・小・中学校及び会津支援学校 12 か所

◇調査期間：令和5年6月28日～令和5年7月12日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回答者数：11 か所

◇回答率：91.7%

(1) 主な調査結果

●特別支援学級などを進める上での課題

- ・個人特性を十分に理解した上での具体的な支援方法。
 - ・関係機関との迅速で適切な連携。
 - ・保護者・家庭との共通理解・連携・信頼関係の構築。
 - ・コミュニティソーシャルワーカーの活用による医療や福祉への橋渡し。
 - ・特別支援教育にかかわる教職員の理解。
 - ・支援員の研修を受ける機会を多く設け、専門的知識を高められるとよい。
- 等

●対象児童本人や保護者が求めていること

	内容（上位5つ）
1	障がい者や発達障がいなどに対する理解や配慮
2	障がい者や発達障がいに合わせた環境の整備
3	学習支援や介助など、学校生活のサポート
4	生活訓練や職業訓練など、専門的指導
5	福祉サービス事業所など、外部の支援機関などの情報提供

●必要性の高いと思われる障がい福祉サービス

	内容（上位5つ）
1	児童発達支援
2	放課後等デイサービス
3	保育所等訪問支援
4	短期入所
5	特になし

●対象児童が地域や社会で生活する上で必要な支援

- ・保護者の方の支援、サポート。
 - ・子どもを育てる家庭のケアや相談ができるサービス。
 - ・近隣住民の障がい者への理解を得るための取り組み。
 - ・園、学校での情報共有。
 - ・地域で働く場所、趣味のサークルなど余暇を過ごせる場。
 - ・困った時、悩んだ時に相談したり、安心できる場所づくり。
- 等

5 病院へのアンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

精神疾患をお持ちの方と直接関わる機会のある関係者の方々に、個人が特定されない範囲で精神疾患をお持ちの方の現状や抱える課題などについて意見を伺い、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：会津管内の精神通院が可能な病院6か所

◇調査期間：令和5年6月28日～令和5年7月12日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回答者数：5か所

◇回答率：83.3%

(1) 主な調査結果

●精神通院患者の治療を進めていく上での課題

- ・ 発育環境、家庭環境、職場などへの介入が必要になる場合がある。
- ・ 地域によっては相談・支援体制が脆弱。
- ・ 本人・キーパーソンの家族が高齢となり、通院が難しくなることがある。
- ・ 治療を中断してしまう方が一定数いる。
- ・ 精神科への偏見から通院につながりにくい。

等

●精神疾患による入院患者の治療を進めていく上での課題

- ・ 身寄り、キーパーソンがいない。
- ・ 家族関係が希薄で疎遠になっている方が多いため、治療に支障をきたすことがある。
- ・ 長期入院を家族が希望している。
- ・ 退院した後の行先がない。
- ・ 長期入院患者の退院支援。
- ・ 入退院を頻繁に繰り返す方の支援。

等

●精神疾患の患者が地域で生活する上で必要な支援

- ・ 生活拠点となる場。
- ・ 障がい福祉サービスの拡充。
- ・ 市町村単位、県（1保健所）などの中・長期的な訪問支援。
- ・ 通院難民が多い。
- ・ 地域と医療機関との連携。
- ・ 地域定着のための支援。
- ・ 相談できる体制づくり（本人・家族）。
- ・ 精神疾患の患者に対する理解促進。

等

●精神疾患の患者が暮らしやすくなるために必要なもの

- ・ 福祉的就労⇒一般就労への支援。
- ・ 雇用者側の障がいに対する理解促進。
- ・ ボランティアなどインフォーマルな支援へのアクセスのしやすさ・使いやすさ。
- ・ 障がいのある乳幼児をもつ親への支援、子をもつ障がい者への育児支援。
- ・ 夜間、休日の相談支援体制の整備。
- ・ 家族会。

等

6 現行計画の評価検証

(1) 第3期障がい者基本計画

①啓発・広報

【評価】A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】継続、廃止、見直し

項目	内容	評価	今後の方向性
1.住民等への啓発・広報活動の推進	(1)障がいに対する正しい理解の普及・啓発	B 障がいや障がい者への理解促進のため、町ホームページで障害者差別解消法の趣旨を周知しました。また、障がい者等による物品販売や、手話教室の開催などを通して、障がい及び障がい者への理解を深めました。	継続
	(2)広聴活動の充実	B 地区座談会や会津支援学校保護者会、出前講座等で、障がい者やその家族等から直接お話を聴くとともに、アンケート調査を通し幅広く意見を聴取しました。	継続
	(3)広報活動の充実	B 町ホームページにおいて障がい福祉サービス等について広く周知するとともに、手帳の新規取得者に対し『障がい福祉のてびき』を送付するなどサービス等の情報を提供しました。一方、障がい者が中心となっている活動の紹介については、十分に実施できませんでした。	継続
2.地域における交流活動の推進	(1)ボランティア・NPO活動への支援	B 集落支援員が、NPO 法人及びボランティア団体等に対し、円滑で持続的な活動ができるよう、情報提供、視察研修、団体間の連携やコーディネート等の中間支援に取り組みました。また、講演会や視察研修等を実施し、情報の共有や交流を行いました。まちづくり団体活動支援事業補助金を活用し、町内団体の地域活動の支援・育成を行いました。	継続
	(2)ボランティア活動の提供	C 出前講座等で障がい者のニーズの把握に努めましたが、十分に把握することができませんでした。またボランティア情報の提供についても、実施できませんでした。	見直し
	(3)地域におけるサポートづくりへの支援	C 応援者(サポーター)制度などの検討については、実施できませんでした。	見直し

②生活支援

【評価】 A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】 継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.情報提供・相談支援の充実		B	コロナ禍で書面開催の時期もありましたが定期的に年2回の自立支援協議会を開催し、関係機関と連携し、適切なサービス提供に向け必要な施策について協議しました。	継続
2.虐待の防止		B	ケア会議等により関係者が情報を共有し、虐待に対しては早期に対応するよう障がい者虐待対策部会を中心に活動しました。	継続
3.差別解消・権利擁護の推進		B	成年後見制度については、町広報誌及びホームページにおいて周知しました。また、成年後見町長申立制度が円滑に利用できるよう職員の研修を行い対応しました。	継続
4.障がい福祉サービスの充実	(1)自立支援給付の推進	B	関係機関と連携し、障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、障がい福祉サービスの充実を図りました。	継続
	(2)地域生活支援事業の実施	B	相談支援事業、意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を実施し、障がい者が地域で生活するための支援を行いました。	継続
	(3)障がい者福祉施設の充実	B	事業者から施設整備や施設改修等の要望があった際に、意見書を付して支援を行いました。	継続

③生活環境

【評価】 A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】 継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.人にやさしい施設整備の推進		B	町内の生活道路及び歩道の点検・調査を行うとともに、異常個所の修繕を行い、安全確保を行いました。	継続
2.交通環境の整備推進		B	障がい者の移動手段の確保、社会参加の促進を図るため、移動支援事業、外出支援サービス事業、車いす同乗軽自動車貸出事業等を行いました。	継続
3.住まいと暮らしの充実	(1)住まいに関する相談支援	B	自立のための生活の場の確保や、自宅での生活が困難な場合の住居の確保のため、適切な支援やサービスが提供できるよう、相談機能の充実を図るなど支援を行いました。	継続
	(2)住まいの充実	B	在宅の重度の障がい者が、段差解消などの住宅改修を行う場合の助成について、『障がい福祉のてびき』等で周知しました。	継続
4.防災・防犯対策の推進	(1)安全で安心なまちづくりの推進	B	緊急要請や見守りが行える緊急通報システムについて、『障がい福祉のてびき』等で周知しました。	継続
	(2)災害・防災情報提供の充実	B	防災情報メールによる配信を実施しました。また、地上波テレビのデータ放送を活用し、避難所開設状況などの災害情報を発信しました。	継続

④教育・育成

【評価】A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.充実した保育・教育	A	教育支援委員会を開催し、特別な配慮を要する幼児、児童生徒の就学に関する調査、審査、相談などを行い、適正な就学先を判定しました。また、個別の教育支援計画を活用し、継続的な支援体制を築きました。さらに、医療的ケア児がその心身の状態に応じて適切な保健、医療、障がい福祉、教育が受けられるよう、こども園に看護師を配置し適切な保育環境を整えました。		継続
2.指導体制の充実	A	保育士、教職員の資質向上を図るため、障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、園内研修や校内研修等を行いました。		継続
3.福祉教育の推進	A	各小中学校において、道徳の時間や総合的な学習の時間に福祉やボランティア活動について学びました。		継続
4.療育支援体制の整備・充実	B	5歳児発達健康相談については、各幼児施設において開催し、発達課題等の早期発見により適切な支援に結びつけてきました。継続支援が必要な幼児については、次年度の教育支援委員会において、加配の必要性について判定していきます。		継続

⑤雇用・就業

【評価】A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.障がい者雇用の啓発	C	障がい者雇用に対する理解を深めるため、障がい者雇用月間についてホームページで周知しました。一方、企業や雇用主と連携しながら障がい者の雇用について理解を求める取り組みについては、十分に実施できませんでした。		見直し
2.就労継続への支援	B	一般就労へ移行した障がい者を支援する就労定着支援事業を実施しました。また関係機関と連携して雇用環境を改善する取り組みについては、十分に実施できませんでした。		継続
3.職業、訓練情報等の提供	B	関係機関と連携し、職業、訓練等について情報の提供と周知を行いました。		継続
4.就労支援事業所の充実による就労機会の拡充	B	就労に必要な知識と能力を高めるため就労移行支援事業と、一般就労へ移行した障がい者を支援する就労定着支援事業を実施しました。		継続

⑥保健・医療

【評価】A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.健康診査体制の充実	B	新生児聴覚検査や乳幼児健診、健康相談等において、疾病や発育発達の特異の早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら、継続支援を行いました。また、18 歳以上の町民を対象とした健康診査や各種がん検診を実施し、個々の結果に応じた個別指導を実施しました。特に、特定健康診査の結果に応じた個別指導として、特定保健指導や重症化(脳血管疾患・心疾患・腎不全)予防対策を進めました。		継続
2.相談・指導の充実	B	母子健康手帳発行時より、ハイリスク妊産婦等の継続支援の必要な妊産婦に対し、家庭訪問や医療機関等と連携して切れ目のない支援を行いました。特に、子ども家庭相談員による妊娠期からの家庭訪問により相談が必要な方に対するきめ細やかな対応を実施しました。また、発達障がい児等の早期発見・早期支援や保護者への支援として、心理士による子育て相談会の実施や各教室等での子育て相談会等を継続して実施しました。		継続
3.保健・医療・福祉の連携強化	B	障がい児・者の早期発見・早期支援のために、随時関係機関と連携し、必要時ケース会議を開催するなど、障がい児・者を継続的に支援しました。		継続
4.障がい者等の相談支援の充実	B	保健・医療・福祉の各機関が連携し障がい者等の相談・支援にあたるようケア会議等で情報共有を図りました。また、重層的支援体制整備など各分野が連携を深めることができるような仕組みづくりの検討には至りませんでした。		継続

⑦自立と社会参加

【評価】A：達成 B：継続中 C：遅延 D：未着手 【方向性】継続、廃止、見直し

項目	内容	評価		今後の方向性
1.参加しやすい環境づくり	B	移動支援事業、意思疎通支援事業を実施し、障がい者がイベントや行事などに参加できるよう取り組みました。		継続
2.主体的な活動の支援	B	日中、創作活動や地域交流の機会を提供する地域活動支援センター事業や、自動車運転免許取得費用助成事業を実施しました。相談支援事業については、基幹相談支援センターを近隣6町村で設置しました。(令和5年10月1日設置)		継続
3.障がい者を支える活動の支援	B	障がい者を支える家族や団体等へ助成を行いました。本計画期間中に障がい者団体の多くが解散したため、今後の支援のあり方については検討していく必要があります。		見直し
4.各種活動の支援	B	障がい者のスポーツ大会や美術展の情報について、希望者に対し周知を行いました。		継続

(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

①地域生活移行、就労移行

※実績見込値は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	目標値	実績見込値	備 考
令和5年度全入所者（A）	21 人	27 人	令和5年度末の全施設入所者数
削減数（21 人－A）	1 人	－6 人	令和5年度末では6人増加の見込 （令和元年度の入所数 21 人を基準）
地域生活移行者	1 人	0 人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者 はいない見込

福祉施設から一般就労への移行

項 目	目標値	実績見込値	備 考
令和5年度の年間一般就労移行者	2 人	0 人	令和5年度の就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業の利用から一般就労への移行者数

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行

項 目	目標値	実績見込値	備 考
令和5年度の一般就労移行者	1 人	0 人	令和5年度の就労移行支援事業の利用から一般就労への移行者数

就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行

項 目	目標値	実績見込値	備 考
令和5年度の一般就労移行者	0 人	0 人	令和5年度の就労継続支援A型事業の利用から一般就労への移行者数

就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行

項 目	目標値	実績見込値	備 考
令和5年度の一般就労移行者	1 人	0 人	令和5年度の就労継続支援B型事業の利用から一般就労への移行者数

②障がい福祉サービス

※実績見込値は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

訪問系サービス

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援	時間/年	2,730	2,816	2,730	3,316	2,730	3,704
	人/年	22	19	22	21	22	22

日中活動系サービス

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
生活介護	日/年	8,370	9,865	9,100	9,933	9,460	10,646
	人/年	48	46	50	45	52	47
自立訓練 (機能訓練)	日/年	240	0	240	0	240	0
	人/年	1	0	1	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	日/年	240	0	240	0	240	0
	人/年	1	0	1	0	1	0
就労移行支援	日/年	620	652	780	468	620	230
	人/年	4	6	5	4	4	2
就労継続支援A型 (雇用型)	日/年	780	312	780	240	780	240
	人/年	5	3	5	1	5	1
就労継続支援B型 (非雇用型)	日/年	14,820	15,169	15,410	14,832	16,000	15,170
	人/年	75	80	78	81	81	80
就労定着支援	人/年	1	2	1	2	1	1
療養介護	人/年	2	3	2	3	2	3
短期入所 (福祉型)	日/年	240	89	260	597	280	521
	人/年	10	6	11	6	12	5

居住系サービス

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
共同生活援助 (グループホーム)	人/年	35	41	37	43	39	46
施設入所支援	人/年	22	25	22	26	21	27

相談支援

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
計画相談支援	人/年	140	161	143	159	146	160
地域移行支援	人/年	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	1	0

③障がい児福祉サービス

※実績見込値は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
児童発達支援	日/年	460	336	460	393	460	438
	人/年	3	4	3	7	3	9
放課後等デイサービス	日/年	3,900	3,465	3,900	3,096	3,900	3,084
	人/年	30	26	30	22	30	21
保育所等訪問支援	日/年	24	3	24	2	24	62
	人/年	2	1	2	1	2	7
障がい児相談支援	人/年	33	32	33	33	33	33
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	日/年	2,182	1,984	2,182	2,527	2,182	4,140
	人/年	8	11	8	14	8	23



④地域生活支援事業

※実績見込値は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービスの種類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績見込)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有
(2)相談支援事業	相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2
(3)成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4)意思疎通支援事業	実利用見込者数	1	0	1	0	1	1
(5)日常生活用具給付等事業							
①介護訓練支援用具	給付等見込件数	1	1	1	1	1	1
②自立生活支援用具	給付等見込件数	1	0	1	2	1	1
③在宅療養等支援用具	給付等見込件数	3	5	3	2	3	1
④情報・意志疎通支援用具	給付等見込件数	1	0	1	3	1	1
⑤排せつ管理支援用具	給付等見込件数	432	390	432	396	432	454
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込件数	1	1	1	0	1	1
(6)移動支援事業	給付等見込件数	4	2	4	2	4	3
	延べ利用見込時間数	60	119	60	167	60	281
(7)その他独自事業							
①訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	1	1	1	1	1	1
②日中一時支援事業	実利用見込者数	11	7	12	7	13	13

7 課題の整理

障がいに対する理解や配慮の促進

差別や偏見、疎外感について、当事者アンケートでは「よく感じる」「時々感じる」と答えた方は、全体では4割台半ばと3年前の調査より若干増加しており、特に知的障がいでは「よく感じる」が高くなっています。また、事業所アンケートでは障がい者が地域で生活するために必要なこととして、「地域住民の理解」が3割弱と上位になっています。さらに保育・教育現場や病院へのアンケートにおいても、地域生活を送る上で「地域住民の理解や配慮」が求められています。

本町では様々な機会において障がいに対する理解促進を進めているものの、引き続き様々な場面において、障がいや障がい者への理解を深める取り組みが必要不可欠です。特に、だれもが発症する可能性がある精神疾患や精神障がいへの正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知や啓発、また福祉教育に取り組むことが重要です。

加えて、障がい者の主体的な活動や障がい者を支える団体の活動を支援するため、活動をサポートするボランティア制度等の仕組みづくりが必要です。

生活支援の充実

当事者アンケートでは、現在利用しているサービスとして「就労のためのサービス」のほか、「生活介護」「施設入所」「相談支援」が多くなっており、「就労のためのサービス」「相談支援」については利用意向も高くなっています。

一方、事業者アンケートでは、利用者から望む声が多いサービスについて、「生活介護」のほか、「短期入所（福祉型）」「共同生活援助」「日中一時支援」が高く、障がいのある本人や家族、保護者が、互いに心身ともに健康な状態で、よりよい生活を送ることができるよう、レスパイト^{※1}目的を含む福祉サービスの利用援助や、同じ立場の人と交流できるピアサポート^{※2}活動の充実が求められます。

障がいの程度にかかわらず、障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

そのため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスを提供することが重要です。さらに、サービスの拡大にあたっては、サービス提供事業所や近隣市町村とも連携を図りながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めることが必要です。

¹ レスパイト：一時休止・一時休息という意味。家族等の介護者に休息の時間をつくり、心身の疲労を軽減すること。

² ピアサポート：障がいや疾患、悩みなど同じような共通項をもつ人同士（ピア）の支え合い。

安心して生活する環境の整備

本町では、これまで生活環境の整備についての取り組みは進めてきているものの、当事者アンケートでは災害発生時、避難するときに助けてくれる人がいるかについては、「家族」以外の項目が1割前後と低い状況です。そのほかにも、災害への不安として、知的障がいや精神障がいの方から「コミュニケーションのこと」や「薬や医療のこと」などが挙げられています。

また、令和3年の災害対策基本法の改正により、障がいのある方を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされており、今後、本町でも一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある方の避難支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

一方で、障がいのある方の権利擁護に関して、当事者アンケートでは、成年後見制度について「名前も内容も知らない」割合が一定数いるため、安心して日常生活を送ってもらうためにも、成年後見制度の利活用の促進に向けた周知・啓発が重要となります。

障がい児支援の充実

本町では子どもの数は減少していますが、特別支援学級の児童・生徒数が増加するなど、支援を必要とする子どもの数は増加傾向にあります。

当事者アンケートでは、通園・通学している方の学校・園生活での困りごとや心配なことについて、「卒業後のことや進路のこと」や「ほかの子どもとの関係」、「通園・通所・通学的手段」が高くなっており、園・学校生活のほか、その後のライフステージについても切れ目のない支援が求められています。

一方、保育・教育現場へのアンケートでは、必要性が高いと考えられるサービスについて、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」なども高くなっているほか、「特別支援に関する教職員の理解」や「専門的な知識を学べる機会」が求められています。

全国的に発達障がいの認知が広まり、障がい児福祉サービスの利用実績も増えており、引き続き障がい児福祉サービスの質と量の確保に努めるほか、保育を含めた福祉と教育・医療等との分野横断的な連携による支援が求められます。

多様な社会参加への支援

障がいのある方の就労の促進に向けては、障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の見直し等が行われたものの、厚生労働省によると民間の法定雇用達成企業の割合は48.3%（令和4年）と半数以下になっており、全国的に進んでいない状況となっています。

本町においても、当事者アンケートでは、就労状況について「仕事をしていない」が最も高く、「就労のためのサービス」について利用意向が高くなっています。また、病院へのアンケートにおいても、精神疾患のある方が暮らしやすくなるためには「福祉的就労から一般就労への支援」が求められています。

そのほか、事業者アンケートでは、障がい者が働くにあたって充実が必要な取り組みについて、「経営者や職場の同僚などに障がいのある方に対する理解を促進する」のほか、「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」、「障がいのある方が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ^{※3}）を充実する」が高くなっています。障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、引き続き、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、企業や雇用主への理解啓発に取り組むことが必要です。

また、当事者アンケートでは、地域の活動や楽しめる活動への参加について「参加していない」が約7割と3年前の調査より増加しています。社会参加を就労のみととらえず、趣味や文化芸術活動、スポーツ、地域活動やボランティアなど、障がいの有無にかかわらず、地域や社会と様々な接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支え合うことができるよう、地域の様々な団体等と連携し、障がいのある方の社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

³ ジョブコーチ：障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。

第3章

計画の方向性

1 基本理念

本町では、「会津美里町第3次総合計画」において、「健やかで人にやさしいまちづくり」を掲げ、様々な福祉施策を推進しています。特に障がい福祉分野では、障がいのある人もない人も地域の一員として、住み慣れたところで自分らしくいきいきと生活できるまちづくりを目指してきました。また、常に変化し多様化する障がい者（児）のニーズに対し、各事業者と連携を図りながら、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、「誰もがつながり、お互いに尊重し、支え合い、安心して暮らせるまちの実現」を基本理念とし、障がい者施策を推進します。

基本理念

**誰もがつながり、
お互いに尊重し、支え合い、
安心して暮らせるまちの実現**



【由来】

コロナ禍等もあり、地域や社会において「つながり」が重要視されており、福祉分野においては、住民一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら地域をつくっていく「地域共生社会の実現」が目指されている。また、会津美里町第4期地域福祉計画の基本理念「『ともにつながり、支えあいのあるまち』～あなたの思いを行動に～」も踏まえて、基本理念とした。

2 施策体系

啓発・広報

【障がい者基本計画】

(1) 住民等への啓発・広報活動の推進

(2) 福祉教育の推進

生活支援

【障がい者基本計画】

(1) 情報提供・相談支援の充実

(2) 障がい福祉サービスの質の確保と充実

(3) 虐待防止

(4) 差別解消・権利擁護の推進

(5) 地域ボランティア等の仕組みづくり

保健・医療

【障がい者基本計画】

(1) 障がいの原因となる疾病の早期発見・支援

(2) 医療費の負担軽減

(3) 保健・医療・福祉の連携強化

生活環境

【障がい者基本計画】

(1) 住まいと暮らしの充実

(2) 防災・防犯対策の推進

(3) 災害や感染症等への備え

教育・育成

【障がい者基本計画】

(1) 充実した保育・教育

(2) 指導体制の充実

(3) 療育支援体制の整備・充実

就労・社会参加

【障がい者基本計画】

(1) 障がい者雇用の推進

(2) 文化・スポーツ活動への参加機会の充実

障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

(1) 成果目標等の設定

(2) 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

(3) 障がい児福祉サービスの見込みと確保方策

(4) 地域生活支援事業等の見込みと確保方策

(5) 地域生活支援拠点の機能の充実

(6) 障がい児支援提供体制の整備

(7) 成年後見制度の普及と支援

第4章

障がい者基本計画

1 啓発・広報

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」を理念に掲げており、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に尊重し合える地域となるよう、住民一人ひとりが障がいに関する理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報活動や福祉教育を通じてノーマライゼーション^{※4}意識の普及啓発と障がい者に対する理解の促進を進めるとともに、合理的配慮の普及に努めます。また、障がいのある人もない人も交流できる機会や場を拡充することで、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりに努めます。

（１）住民等への啓発・広報活動の推進

①障がいに対する正しい理解の普及・啓発

障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、全ての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域において普及・啓発活動を推進します。

②広聴活動の充実

各種施策の内容を充実させるために、各種会合などを活用し、障がい者の視点からの意見をはじめとして広く住民の声の聴取を図ります。

③広報活動の充実

障がいについて広く理解を得るため、障がい福祉に関する町の取り組みや障がい者が中心となって行っている活動の紹介など、住民に向けた広報、周知を図ります。また、町広報紙やホームページ、SNSなど様々なメディアを活用するなど、より効果的な啓発活動を行います。

（２）福祉教育の推進

学校教育の段階で児童・生徒が障がいを理解し行動できるよう、道徳教育やボランティア活動、総合的な学習の時間等で思いやりを持つところの育成に努めます。また、幼児期や学童期だけでなく、生涯を通して参加できる障がいのある人とのふれ合いの場や講演会、関係団体との連携による研修会等を開催し、障がいに対する学習機会の充実に努めます。

⁴ ノーマライゼーション：障がいを持っている人でも、障がいのない人と同様に生活できる社会の実現を目指す考え方。

2 生活支援

近年、生活支援ニーズや障がいの特性、抱える生活課題の多様化・複雑化等、個々の状態にあった適正かつきめ細やかな支援が求められています。また、福祉分野では様々な生活課題を抱える住民を支援する体制や環境づくりを一体的かつ重層的に支援できるよう、「重層的支援体制整備事業^{※5}」が創設されています。

令和5年度に会津西部6町村（柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津坂下町・会津美里町、以下「会津西部6町村」という。）で設置した会津西部基幹相談支援センターを中心に、当事者やその家族、事業者、自治体等からなるネットワークを構築し、相談支援体制の強化に取り組めます。

さらに、障がいのある人が安心して自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護の取り組みを推進します。

（1）情報提供・相談支援の充実

障がい者とその家族、介護者等が地域で安心して生活を送れるよう、日々の暮らしの中で抱えている問題を把握し、必要な情報提供や支援を行います。情報提供にあたっては、障がい者のニーズに沿った情報や必要な支援が提供されるよう、情報アクセシビリティ^{※6}の向上に努めます。

また、障がい者やその家族、介護者等が抱える様々な相談に応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援体制の充実を図ります。地域独自の課題については、自立支援協議会の場において協議・検討する等、協議会機能の充実を図ります。

さらに、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた体制づくりを進めます。

⁵ 重層的支援体制整備事業：市町村全体の支援機関や関係者が介護、障がい、子育て、生活困窮など様々な相談をそれぞれの属性に捉われずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトとする。「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。

⁶ 情報アクセシビリティ：高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が円滑に機器やサービスを利用して、容易に情報を入手できるようにすること。

（２）障がい福祉サービスの質の確保と充実

①障がい福祉サービス等の充実

切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、子育て・教育・医療・福祉・就労・介護等、各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携を強化し、障がい福祉サービス等の適正かつ迅速な提供を図ります。

また、障がい児・者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、会津西部6町村で設置する「会津西部地域生活支援拠点」が実質的・機能的な支援体制となるよう、関係機関と連携して取り組みます。

②障がい者福祉施設の充実

障がい児・者の多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に向け、事業者への各種情報提供や支援に努めるとともに、必要に応じて不足するサービス等への事業所の参画を促す等、働きかけを行います。

また、事業者に対し、医療的ケアが必要な障がい者や強度行動障がい、高次脳機能障がいを含む有する障がい者にも対応できるよう、必要な情報提供や研修実施等の支援に努めます。

（３）虐待防止

障がい者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手といった障がいの特性等により、発見が難しいことが考えられます。そのため、養護者への適切な支援を行うとともに、相談窓口等の周知を継続的にを行います。

また、虐待の相談・届出・通報等には、虐待ネットワーク会議の「障がい者虐待対策部会」を中心に虐待の早期対応を図ります。

（４）差別解消・権利擁護の推進

障がい者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進、権利擁護の推進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。

また、令和4年7月に会津管内11市町村で設置した成年後見制度に係る中核機関と連携し、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。

（５）地域ボランティア等の仕組みづくり

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の積極的な支援やNPO、ボランティア、各種団体等の存在が必要不可欠です。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア等とその支援を必要としている人たちを結びつける仕組みづくりに取り組みます。

3 保健・医療

定期的な健康診査や健康に関する相談は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、障がい者の自立及び社会参加への支援につながります。本町では支援を必要とする子どもの数が増加しており、福祉・教育・保健・医療等での連携を図りつつ、疾病等の早期発見や治療、適切な療育へとつなげていくことが重要です。

（１）障がいの原因となる疾病の早期発見・支援

障がいの原因となる疾病の早期発見・支援を目的として、年代に応じた各健康診査等の充実を図ります。また、適正な医療と自己管理により生活習慣の改善が図られるよう、機能低下防止と健康の維持・回復を目的とした健康相談、訪問指導など保健指導の充実を図ります。

さらに、様々な障がいに応じた適切な支援・指導につなげるため、関係機関と連携し相談窓口の充実を図ります。

（２）医療費の負担軽減

医療費の負担軽減に関わる各種支援制度の有効な活用を図るため、制度の周知を図ります。また、利用者の負担軽減と迅速かつ適正な給付が図れるよう、取り組みます。

（３）保健・医療・福祉の連携強化

地域において、障がい者が必要な医療や福祉を必要なときに受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携強化に取り組みます。

4 生活環境

障がい者が安心・安全に地域生活を送るためには、日常生活を送る周辺環境のバリアフリー^{※7}化やユニバーサルデザイン^{※8}化の推進は重要です。また、緊急時等のため障がい者を含む避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、庁内関係課や関係機関と連携をしながら、災害時の対応について協議していく必要があります。

そのため、今後も計画的に公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、防災に関する情報の発信や災害発生時の円滑な避難方法の検討、避難所の環境整備を進めます。

（１）住まいと暮らしの充実

障がい者の住居の確保や改善等の支援を行うため、住まいに関わる各種支援施策について情報提供を行うとともに、相談機能の充実を図ります。

また、障がい者が生活しやすいように住宅の段差解消や手摺の取り付けなど住宅のバリアフリー化を推進します。

（２）防災・防犯対策の推進

行政や各種団体が連携し、地域における障がい者の安全を守るための仕組みづくりを推進します。また、災害・防災などの情報を確保することが困難な障がい者に対して、ホームページや電子メール、SNS 等、情報通信技術を有効に活用し、適切な情報提供に努めます。

（３）災害や感染症等への備え

①避難所等における配慮

災害時における避難場所や町内 3 箇所の福祉避難所の周知徹底を図るとともに、個別避難計画の作成等を通して避難時の障がい者のニーズを把握し、避難所等の必要な環境の整備を進めます。また、医療機関とも連携を図り、災害時の医療体制の整備について検討を進めます。

②災害や感染症等に向けた関係機関との連携強化

地域や各サービス提供事業者と連携を図りながら、災害発生時や感染症流行時における対応方法等について、協議・検討を進めます。

⁷ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

⁸ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

5 教育・育成

令和4年6月に成立した「こども基本法」では、「全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、障がい児についても希望する支援を適切に受けられるような体制整備が求められています。

また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児^{※9}及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」では、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関との連携を通し地域一体となって支援することが求められています。

本町では、特別支援学級の児童・生徒数も増加していることから、障がいの有無にかかわらず、多様な子ども同士が平等に教育を受けられるよう、関係機関と連携し、ICT等の活用も含めた教育環境の整備を進め、乳幼児期から将来を見据え一貫した支援体制の整備・充実を図っていきます。

（１）充実した保育・教育

障がい児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援の充実を図るとともに、障がいの疑いのある子どもに対しても適切な対応に努めます。

また、インクルーシブ教育^{※10}の理念を踏まえ、医療・福祉・教育の連携による一貫した支援体制の構築に努めます。

（２）指導体制の充実

障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、特別支援教育推進委員会や自立支援協議会を中心に、講演会や研修会を通して保育士・教職員の資質向上を図ります。

（３）療育支援体制の整備・充実

保健師、心理士、保育士、教職員等が連携し、障がいの早期発見、早期対応、保護者への理解促進を図ります。自立支援協議会を中心として、障がい児、その家族に対する支援ネットワークを構築し、情報の共有、支援体制の充実を推進します。

また、医療的ケアを必要とする障がい児への支援を図るため、医療的ケア児コーディネーターの適切な配置に努めます。

⁹ 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

¹⁰ インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育。

6 就労・社会参加

障がい者の就労については生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があります。一方で、全国的に民間における障がい者雇用は進んでいない状況となっています。

そのため、国・県等の施策の活用や関係機関、町内の事業所・企業及び団体等との連携を図りながら、障がい者の雇用環境の向上に努めます。

また、社会参加の1つとして、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。今後、障がい者のスポーツや文化芸術活動への参加のための環境整備や、障がいがあっても楽しめるイベントの開催等の充実に取り組みます。

（１）障がい者雇用の推進

障がい者に対し、職業、訓練等について情報の提供と周知に努めるとともに、企業に対して障がい者を雇用するために必要な知識や制度の普及に努め、一緒に働く人の理解促進を進める等、雇用環境の整備に取り組みます。

また、障がい者の自立を支援するため、障がい者の就労後の職場でのサポートや働く障がい者と職場のミスマッチの解消等、就労定着・離職の防止に取り組みます。

さらに、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進する等、就労継続支援事業の利用促進につながるよう、事業の充実に取り組みます。

（２）文化・スポーツ活動への参加機会の充実

障がい者の健康増進やいきがい創出、交流活動を深めるため、障がい者のスポーツ活動の推進や生涯学習、文化活動の充実及び情報提供に取り組みます。様々な活動に積極的に参加することができるよう、意思疎通支援や移動支援等のサービスを提供します。

第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1) 成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行等

◆国の基本方針(令和 8 年度末の目標)

- ①－Ⅰ 地域移行者数：令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域移行
- ①－Ⅱ 施設入所者数：令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減

◆町の成果目標

項目	数値	町の考え方
【基準】 施設入所者数 (A)	26 人	令和 4 年度末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数 (B)	2 人	令和 8 年度末までに 6 %以上【国の基本指針①－Ⅰ】
	7.7%	(B) / (A)
【成果目標】 施設入所者の削減数 (C)	2 人	令和 8 年度末までに 5 %以上【国の基本指針①－Ⅱ】
	7.7%	(C) / (A)

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については福島県と連携し、協議の場の設置、地域移行・地域定着の推進を図るための体制づくりに取り組みます。具体的には、会津圏域連絡会「精神保健福祉に関するワーキンググループ」などを活用して、協議の場の設置について、検討していきます。（※町の成果指標・活動指標については、現段階では見込めないため、記載していません。）

③地域生活支援の充実

◆国の基本方針（令和 8 年度末の目標）

- ③－Ⅰ 各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ③－Ⅱ 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	現在の会津西部地域生活支援拠点の機能強化 【国の基本指針③－Ⅰ】
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年 1 回	年 1 回、前年度の実績等を検証し、運営状況を点検 【国の基本指針③－Ⅰ】
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	実施	支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会等で検討【国の基本指針③－Ⅱ】

◆町の活動指標

※令和 5 年度（見込）は令和 5 年 4 月～令和 5 年 8 月までのデータをもとに算出

項目	実績値			見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（見込）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回

④福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ④－Ⅰ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ④－Ⅰa ④－Ⅰのうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
- ④－Ⅰb ④－Ⅰのうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
- ④－Ⅰc ④－Ⅰのうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ④－Ⅱ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ④－Ⅲ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④－Ⅳ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

◆町の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度に福祉施設を退所した一般就労者数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	6人	令和3年度実績の1.28倍以上 【国の基本指針④－Ⅰ】
	2倍	(B) / (A)

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	3人	令和3年度実績の1.31倍以上 【国の基本指針④－Ⅰa】
	1.5倍	(B) / (A)

・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	1人	令和8年度末には1人を目指す
	—倍	【国の基本指針④－Ⅰb】

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	1 人	令和3年度において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	2 人	令和3年度実績の 1.28 倍以上 【国の基本指針④-Ⅰc】
	2.0 倍	(B) / (A)

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	町の考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	1 か所	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を1か所目指す【国の基本指針④-Ⅱ】
	100%	

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	2 人	令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数(B)	3 人	令和3年度実績の 1.41 倍以上 【国の基本指針④-Ⅲ】
	1.5 倍	(B) / (A)

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	町の考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	0 か所	現状、町に就労定着支援事業はなし 【国の基本指針④-Ⅳ】
	— %	

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ⑤－Ⅰ 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1箇所以上設置
- ⑤－Ⅱ 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ⑤－Ⅲ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1箇所以上確保

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	圏域において、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制整備を目指す【 国の基本指針⑤－Ⅰ 】
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）	1 か所	圏域において、保育所等訪問支援等を行う事業所の確保を目指す【 国の基本指針⑤－Ⅱ 】
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1 か所	圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保を目指す【 国の基本指針⑤－Ⅲ 】
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の設置数	1 か所	圏域において主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の確保を目指す【 国の基本指針⑤－Ⅲ 】

◆町の活動指標

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

項目	実績値			見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(こども支援部会)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人

⑥相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ⑥－Ⅰ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ⑥－Ⅱ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	現在の会津西部基幹相談支援センターの機能強化【 国の基本指針⑥－Ⅰ 】
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	自立支援協議会等で実施【 国の基本指針⑥－Ⅱ 】

◆町の活動指標

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

項目	実績値			見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0件	0件	1件	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0回	0回	1回	2回	2回	2回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数(事例検討会)	0回	0回	3回	5回	5回	5回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	1人	1人	1人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(専門部会含む)	0回	1回	3回	5回	5回	5回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者数(延べ事業者数)	0事業者	8事業者	29事業者	20事業者	20事業者	20事業者
協議会の専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会	2部会	2部会	2部会
協議会の専門部会の実施回数	0回	7回	10回	8回	8回	8回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（活動指標のみ）

◆国の基本方針（令和8年度末の目標）

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

◆町の活動指標

※令和5年度（見込）は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

項目	実績値			見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福島県やその他の機関が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数(延べ人数)	2人	4人	12人	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	無	無	無	無	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回	0回	1回	1回



(2) 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

①訪問系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	知的障がい者又は精神障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/年	2,787	3,139	3,130	3,411	3,717	4,051
	人/年	18	19	20	21	22	23
重度訪問介護	時間/年	0	67	468	468	468	468
	人/年	0	1	1	1	1	1
同行援護	時間/年	29	110	106	106	106	106
	人/年	1	1	1	1	1	1
行動援護	時間/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

◆確保方策

- 精神障がい者や施設入所者の地域移行により、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・退所後の生活が円滑にできるように、サービス提供事業所への働きかけ及び新規参入を促します。
- 重度の障がい者が地域で暮らしていくために、対応できる事業所や人材の確保、資質の向上など十分なサービスの確保に努めます。
- 介護保険と連携し適切にサービスを利用できるように提供体制の充実を図ります。

②日中活動系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練は、リハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。利用期限は原則１年６ヶ月です。 生活訓練は、生活能力の維持・向上などを行います。利用期限は原則２年間です。
就労選択支援【新規】	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限は原則２年間です。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援 B 型	この事業には、A 型(雇用型)と B 型(非雇用型)があります。A 型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障がい者を対象としており、B 型は雇用契約に基づく就労が困難であると見込まれる障がい者を対象としています。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導・助言等を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	日/年	9,865	9,933	10,646	10,965	11,293	11,631
	人/年	46	45	47	48	49	50
	うち強度行動障がい	人/年	0	0	1	1	1
	うち高次脳機能障がい	人/年	0	0	0	0	0
	うち医療的ケア必要	人/年	1	1	1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者	人/年	0	0	0	0	0
就労選択支援	日/年					0	10
	人/年					0	1
就労移行支援	日/年	652	468	230	230	230	230
	人/年	6	4	2	2	2	2
就労継続支援A型	日/年	312	240	240	240	240	240
	人/年	3	1	1	1	1	1
就労継続支援B型	日/年	15,169	14,832	15,170	15,170	15,170	15,170
	人/年	80	81	80	80	80	80
就労定着支援	人/年	2	2	1	1	2	3
療養介護	人/年	3	3	3	3	4	4
短期入所 (医療型)	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 (福祉型)	日/年	89	597	521	216	237	260
	人/年	6	6	5	9	10	11
	うち強度行動障がい	—	—	1	1	1	1
	うち高次脳機能障がい	—	—	0	0	0	0
	うち医療的ケア必要	—	—	1	1	1	1

◆確保方策

- 生活介護などのサービスの確保に努めます。
- 国においても新たに就労選択支援事業を創設しており、今後も提供事業所の確保に努め就労支援を推進します。
- 短期入所については、緊急時の対応を含め既存の施設の中で受入枠が確保できるように提供事業所へ働きかけを行い、サービス量の確保を図ります。

③居住系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人/年	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	人/年	41	43	46	47	48	49
うち精神障がい者	人/年	—	—	12	13	14	15
うち強度行動障がい	人/年	—	—	0	0	0	0
うち高次脳機能障がい	人/年	—	—	0	0	0	0
うち医療的ケア必要	人/年	—	—	1	1	1	1
施設入所支援	人/年	25	26	27	26	25	24

◆確保方策

- 親亡き後の自立した生活や福祉施設・医療機関から地域生活への移行。居宅からグループホームへの移行等を見据え、民間の活力を利用したグループホームの設置を促進します。



④相談支援

◆サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病棟等からの退所、退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病棟等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病棟からの退所、退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	161	159	160	160	160	160
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者	人/年	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人/年	0	0	0	0	0	0

◆確保方策

- 適切なサービスの提供に向け、相談支援員の確保と相談支援事業所の新規参入を促します。

(3) 障がい児福祉サービスの見込みと確保方策

◆サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
障がい児相談支援	サービス等の利用についての相談及び計画作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名等	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日/年	336	393	438	459	482	506
	人/年	4	7	9	10	11	12
医療型児童発達支援	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日/年	3,465	3,096	3,084	3,238	3,399	3,569
	人/年	26	22	21	22	23	24
保育所等訪問支援	日/年	3	2	62	62	62	62
	人/年	1	1	7	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	日/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	32	33	33	34	35	36
認定こども園の利用を必要とする障がい児数(3月期)	日/月	166	211	345	375	405	435
	人/月	11	14	23	25	27	29

サービス名等	単位	実績値			見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数（3月期）	日/月	－	80	80	88	96	105
	人/月	－	16	16	17	18	19

◆確保方策

- 専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族が事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、障がい福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めます。

（４）地域生活支援事業等の見込みと確保方策

◆サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるための研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、地域共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、その他の障がいサービスの利用に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のための支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
介護訓練支援用具	
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意志疎通支援用具	
排せつ管理支援用具	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

◆サービス実績と見込

※令和5年度(見込)は令和5年4月～令和5年8月までのデータをもとに算出

サービス名	単位	実績値			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	件/年	0	0	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	5	2	1	1	1	1
情報・意志疎通支援用具	件/年	0	3	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	390	396	454	467	481	495
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	0	1	1	1	1
移動支援事業	時間/年	119	167	281	384	384	384
	人/年	2	2	3	4	4	4
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	7	7	13	14	15	16

◆確保方策

- 新規事業所の確保及びサービス提供事業所への働きかけにより量の確保に努めます。また、事業所と連携を図りながら、利用者のニーズに沿った支援に努めます。

（５）地域生活支援拠点の機能の充実

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する障がい者等に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、緊急時の受け入れ、親元からの自立等に係る相談、体験の機会及び場の提供等の機能を備える地域生活支援拠点が必要とされています。

本町は、令和２年５月から「会津西部地域生活支援拠点」を近隣町村と共同で設置しています。今後、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等、機能の充実に図ります。

また、機能の充実のため、構成町村との協議の場において、運用状況を検証・検討します。

（６）障がい児支援提供体制の整備

障がい児支援については、乳幼児健康診査・健康相談により早い段階から発達に関する相談や支援ができるよう連携を図ります。

また、保育所等訪問支援の活用によるこども園等の育ちの場での支援や、学校等での支援体制の整備により、障がい児の地域社会への参加を推進します。

さらに、保健、医療、福祉、教育など、関係者が情報を共有し、障がい児の就学や卒業の際に支援が途切れることがないように、「会津障がい保健福祉圏域連絡会」や「自立支援協議会」を中心とした、支援体制の強化を図ります。

難聴児や医療的ケア児、重症心身障がい児等に関する支援については、「会津障がい保健福祉圏域連絡会」の重点検討事項に関するワーキンググループや、関係機関と連携し支援の充実に図ります。

（７）成年後見制度の普及と支援

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人に対し、保護・支援する制度です。具体的には、不動産や預貯金などの財産管理、障がい福祉サービスの利用や施設入所に関する契約等の締結などを本人に代わり成年後見人等が支援します。

本町では、成年後見制度についての理解を深め、必要とする方が利用できるよう、成年後見制度に係る中核機関と連携し、制度の周知を図ります。

また、様々な理由で家族や親族等による成年後見人等の申立てができない人に対し、代わりに町が成年後見人等の申立てを行ったり、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に対し報酬の助成を行ったりするなど、引き続き成年後見制度の利用を支援します。

第6章

計画の推進にあたって

1 庁内体制

多岐にわたる分野での対応が求められることから、関係部局との連絡調整を密にし、障がい福祉を担当する部局で進行管理をします。

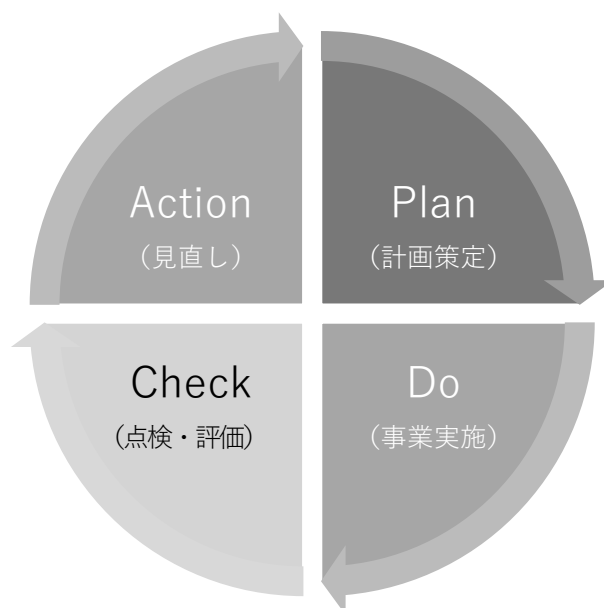
2 庁外体制

計画の目標達成に向けては、諸施策の実施を図るとともに、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠であるため、自立支援協議会の機能を強化し、協力を求めています。

3 計画推進・評価体制

計画推進のためには、行政や町民、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担い、連携していくことになります。PDCA サイクルに基づき、「自立支援協議会」が計画の進捗状況と実施状況の点検・評価を行います。

■PDCA サイクル



資料編

1 会津美里町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

平成19年2月1日告示第4号

改正 平成23年8月15日告示第95号

平成23年10月1日告示第115号

平成31年2月25日告示第19号

(設置)

第1条 会津美里町障がい福祉計画等（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、会津美里町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(構成員)

第3条 委員会は、次に掲げる者で10名以内をもって構成する。

- (1) 地域の代表
- (2) 障害者団体、関係機関に所属する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康ふくし課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月15日告示第95号)

この要綱は、平成23年8月15日から施行する。

附 則 (平成23年10月1日告示第115号)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日告示第19号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 策定経過

年月日	内容	備考
令和5年6月1日	第1回 会津美里町障がい福祉計画等 策定委員会	(1) 計画策定の概要 (2) 計画策定スケジュール (3) 第3期障がい者基本計画実施状況と障がい 福祉の現況 (4) アンケート調査（案）について (5) その他
令和5年6月26日～ 令和5年7月12日	当事者アンケート調査 実施	
令和5年6月26日～ 令和5年7月12日	事業者アンケート調査 実施	
令和5年6月28日～ 令和5年7月12日	保育・教育現場へのアンケート 調査 実施	
令和5年6月28日～ 令和5年7月12日	病院へのアンケート調査 実施	
令和5年9月1日	第2回 会津美里町障がい福祉計画等 策定委員会	(1) 計画骨子案について (2) その他
令和5年10月26日	第3回 会津美里町障がい福祉計画等 策定委員会	(1) 計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
令和6年1月5日～ 令和6年2月5日	パブリックコメント 実施	
令和6年2月9日	第4回 会津美里町障がい福祉計画等 策定委員会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 障がい者基本計画（案）、障がい福祉計画 （案）、障がい児福祉計画（案）の承認につ いて (3) その他

3 会津美里町障がい福祉計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	役職	区分	備考
1	長嶺 重信	会津美里町民生児童委員協議会	民生児童委員	地域の代表	
2	安達 和重	会津美里町社会福祉協議会	事務局長	障害者団体、 関係機関に 所属	
3	齋藤 研一	会津西部基幹相談支援センター 社会福祉法人鶴翔会 相談支援事業所ゆさわり荘	管理者		委員長
4	穴沢 明美	特定非営利活動法人 ピーターパンネットワーク	就労支援B型 施設長		
5	木村 直仁	特定非営利活動法人 希来里	施設長		
6	渡部 数馬	特定非営利活動法人ハッピーロード 美里デイサービスセンター	管理者		
7	高橋 裕子	D a n D a n	障がい者団体		
8	小野 泰弘	特別支援教育推進委員会 こども教育課	主幹兼指導主事	その他町長 が特に認め るもの	副委員長
9	白井 佳奈子	高田厚生病院	医療ソーシャル ワーカー		
10	鈴木 範子	健康ふくし課 健康増進係	保健師		

発行・編集：会津美里町 健康ふくし課
(令和6年3月)

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地
電話：0242-55-1145 FAX：0242-55-1189